2027年度版

一般社団法人アジアセルフエステ協会

サロン賠償責任保険のご案内

〈 事業賠償･費用総合保険 〉



保険期間	2027年1月1日 16時～2028年1月1日 16時まで

保険契約者　：一般社団法人アジアセルフエステ協会
被保険者　：一般社団法人アジアセルフエステ協会の会員
引受保険会社　：AIG損害保険株式会社

お支払いの対象となる事例

① 業務遂行・施設危険

例えば

- お客さまが電気コードに足を引っ掛けて転倒し、負傷してしまった。
- 水道の蛇口を締め忘れたため水漏れし、階下の他人の店舗の商品を汚損してしまった。



② 生産物・完成作業危険

例えば

- 店舗で販売した化粧品が原因でお客さまが肌荒れを起こし、病院で治療を受けた。



③ 受託物損害補償

例えば

- カウンターで預かったお客さまの手荷物を紛失してしまった。



④ 理美容エステ業務固有の補償

例えば

- フェイスケアをしたところ、あやまってジェルを目に入れてしまい、病院で治療を受けた。



主な補償内容

① 業務遂行・施設危険

所有・使用・管理する施設や仕事の遂行に起因する偶然な事故に起因して
被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償

② 生産物・完成作業危険

製造または販売した製品・商品や仕事の結果に起因する偶然な事故に起因して
被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償

③ 受託物損害補償

借用または保管（占有）する他人の財物（受託物）の損壊・紛失・盗取・詐取について
負担する賠償責任を補償

④ 理美容エステ業務固有の補償

理美容エステ業務の遂行に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を
負担することによる損害を補償

補償内容	限度額（協会共有）
① 業務遂行・施設危険	対人対物共通：5億円
② 生産物・完成作業危険	対人対物共通：5億円
③ 受託物損害補償	対物：500万円
④ 理美容エステ業務固有の補償	対人：1億円
その他特約	人格権・宣伝侵害補償対象外 作業対象物損壊補償対象外 構内専用車危険補償対象外 リコール補償対象外

【理美容エステ業務】

次のいずれかに該当する業務をいいます。なお、医師、看護師等の者がその資格に基づいて行うべき行為を除きます。

- 理容師法に定める頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整える業務
- 美容師法に定めるパーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする業務
- 上記に該当しない業務で、手技や器具・機械等を用いて体型や肌など身体を美しく保つことを目的とする業務

Q&A よくあるご質問

Q ご質問	A 答え
Q1. 出張エステも対象ですか？	対象となります。
Q2. サロンで使用・販売した商品の使用が原因の事故は対象ですか？	直接の因果関係が確認できれば対象です。
Q3. お客様の預かり品を紛失したが、新品で弁償できますか？	時価額での支払いとなります。
Q4. 加入者証は発行されますか？	お申し出をいただければ保険会社から発行します。被保険者名の表示は、「一般社団法人アジアセルフエステ協会の会員」となります。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

保険契約者

一般社団法人　アジアセルフエステ協会

保険期間

2027年1月1日16時～2028年1月1日16時まで

被保険者

一般社団法人アジアセルフエステ協会の会員、会員の役員・従業員
（理美容エステ業務については補助者も含む）

保険金をお支払いできない主な場合[1]

国内賠償のすべての保険事故に共通

【業種共通】

- 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
- 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。
- 専門職業務の遂行
- 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任 など

① 業務遂行・施設危険 ～保険金をお支払いできない主な場合～

- 航空機・自動車※1または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用または管理
- ちり・ほこりまたは騒音
- 貴社の業務に従事中の者が被った身体の障害について負担する賠償責任
- 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れに起因する土地の工作物・収容物・植物・土地の損壊
- 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任※2
 - 貴社が借用または保管※3する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類※4または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能 など

※1事業用作業車を除きます。
※2一部、自動セットされる補償で補償されます。
※3現実にまたは実質的に占有する状態を含みます。
※4被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担する場合を除きます。

② 生産物・完成作業危険 ～保険金をお支払いできない主な場合～

- 回収措置を講じるために要した費用
- 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 生産物または仕事の結果の瑕疵に起因するその生産物または仕事の結果自体の損壊について負担する賠償責任
- 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥により、生産物または仕事の結果が貴社の意図した効能または性能を発 揮できなかったことに起因する賠償責任
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能　など

製造・販売業務固有においては、上記のほか、次の場合

- 販売人が生産物に組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えたことに起因する賠償責任
- 販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
- 生産物の販売、取扱いまたは供給において、販売人が通常行う検査、調整その他の業務を実施したこと、またはしなかったことに起因する賠償責任

保険金をお支払いできない主な場合[2]

❸ 受託物損害補償 ～保険金をお支払いできない主な場合～

- 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取･詐取
- 受託物が貸主または寄託者に引き渡された日から30日を経過した後（事業用作業車および一時受託自動車は引き渡された後）に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取･詐取
- リース契約により借用する財物（建設受託物および警備･ビルメンテナンス受託物を除きます。）の損壊、紛失または盗取･詐取
- 特定の請負契約に基づく建設工事等に使用するために借用する場合を除き、1年を超えて借用する建設受託物の損壊、紛失また は盗取･詐取
- 有償で運送または保管することを目的として受託する財物の損壊、紛失または盗取･詐取
- 一時受託自動車の車内にある財物の損壊、紛失または盗取･詐取　など

❹ 理美容エステ業務固有の補償 ～保険金をお支払いできない主な場合～

- 被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害

 ア. 所定の資格を有しない者が行う理美容エステ業務に起因する賠償責任

 イ. 理美容エステ業務の結果が、被保険者の意図または顧客の要望に合致しないことに起因する賠償責任

 ウ. 被保険者が次のいずれかの法令に違反して行った、または違反するおそれのある理美容エステ業務に起因する賠償責任

 （ア）医師法

 （イ）医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律

 （ウ）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

 （エ）柔道整復師法
- 被保険者による次に掲げる行為によって生じた損害

 ア.毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為

 イ.皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為

 ウ.皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為

 エ.まつ毛エクステンションまたはまつ毛パーマ行為。ただし、①～②に規定する業務については、この規定を適用しません。

 ① 理容師法に定める頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整える業務

 ② 美容師法に定めるパーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする業務

 オ.カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為
- 被保険者が次に掲げる費用を負担することによって被る損害

 ア.理美容エステ業務のやり直しに係る費用

 イ.被害者治療等費用※1

※1 被害者治療等費用（被害者1名50万円限度･1事故300万円限度）
仕事の遂行または施設に起因して身体の障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など
（身体の障害が発生した日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。）

事故が起こった場合

〈1〉事故発生時のご連絡

事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社に次の事項をご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の発生・拡大の防止に必要な手段を講じるとともに、他人に損害賠償または求償ができる場合には、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。

- 事故の状況(日時、場所、被害者の氏名・住所など)および損害の程度
- 損害賠償請求を受けた場合はその内容
- 同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容
 (既に他の保険契約から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

〈2〉保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類をご提出いただきます。保険金のご請求に必要な書類につきましては、事故のご連絡をいただいた後にご案内します。主な書類は次のとおりです。

保険金の請求に必要となる書類

- 保険金請求書
- 損害およびその額を証明する書類

(注)弊社は事故状況や損害の内容などに応じて、ご契約者または被保険者に対して、
上記以外の書類もしくは確認資料のご提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合があります。

Step1	事故発生のご連絡	お客さま
Step2	事故解決に向けてのアドバイス、必要書類のご案内	弊社
Step3	必要書類のご手配・ご提出	お客さま
Step4	相手方との示談 ●弊社は被害者・遺族との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、必要に応じて、相手方との示談の進め方や示談内容等について、弊社からアドバイスを行います。 ●相手方との間で賠償額を決定(示談)する場合には、必ず事前に弊社までご連絡をお願いします。	お客さま
Step5	ご請求内容の確認	弊社
Step6	保険金のお受取り ●お支払い金額、お支払い先などをお客さまへ書面でご案内しますので、ご確認ください。	お客さま

保険金のお支払い

〈1〉保険金のお支払い時期

弊社は、保険金請求に必要となる書類をご提出いただき、ご請求の手続きが完了した日(以下「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うための必要事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、次の照会・調査が不可欠な場合は、被保険者にご連絡のうえ、請求完了日からその日を含めて次の日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがあります。

さらに次の期間に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、被保険者との協議による合意に基づき、期間を延長する場合があります。

照会・調査内容	日　数
必要事項(注1)の確認のための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会または弁護士、法律家などへの照会	180日
必要事項(注1)の確認のための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された災害の被災地域における必要事項(注1)の確認のための調査	60日
必要事項(注1)の確認のための調査を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
損害を受けた対象もしくは損害発生事由が特殊である場合(注2)または多数のものが同一事故により損害を受けた場合における、必要事項(注1)の確認のための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(注1)必要事項とは、事故の原因や発生状況、損害の発生の有無や程度、事故と損害との因果関係、保険金支払対象外となる事実の有無、ご契約の効力等をいいます。

(注2)調査にあたり、専門的な知見・方法または複数の専門機関による鑑定が必要な場合等をいいます。

〈2〉他の保険契約(共済を含みます。)がある場合のお支払い方法

この保険契約と同一の補償を提供する他の保険契約がある場合で、それぞれの保険契約について単独別個に算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、それぞれの保険契約で按分した額を保険金としてお支払いします

〈3〉請求権代位

被保険者が他人から損害賠償を受けることができる場合に、弊社がその損害について保険金を支払ったときは、弊社は、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

〈4〉保険金請求権の譲渡または質権の設定

保険金請求権は第三者に譲渡すること、または質権を設定することはできません。

〈5〉保険金請求権の時効

保険金をご請求いただける期間は、保険の約款に定める保険金請求権が発生した時の翌日から3年間です。この時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなります。
なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れがないかご確認ください。

〈6〉被害者の先取特権

この保険契約で支払対象となる損害賠償金について、被保険者が保険会社に保険金を請求する権利について、被害者は先取特権（被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利）があります。

事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。受付時間：24時間365日
（事故以外のお問い合わせは上記1. へご連絡ください。）

0120-01-9016（通話料無料）

問い合わせ先

AIG損害保険株式会社 CCA東京中央支店
東　美歩
Tel：03-5819-3744
Mail：Higashi.Miho@aig.co.jp

AIG損害保険株式会社 CCA東京中央支店
岩村 宗俊
Tel：03-5819-0703
Mail：cca.iwamura.munetoshi@aig.co.jp

商品の詳細については、パンフレット・約款をご確認ください。

事業賠償・費用総合保険 パンフレット
https://www.aig.co.jp/sonpo/business/product/allstars

事業賠償・費用総合保険約款
https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/allstars#item-769884473

解決援助サービスチラシ
https://www.aig.co.jp/sonpo/service/lineup/support



一般社団法人アジアセルフエステ協会